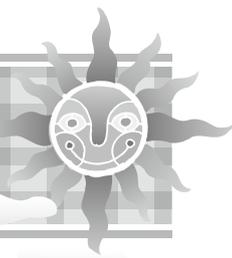




観光と農業のにぎわい⑭

～ 農水産物流通・加工・観光拠点施設 ～



これまで、当該拠点施設を支える農地の多面的機能を説明してきましたが、今月は、その機能の一つである「医療・介護・福祉の場としての働き」について説明します。

緑豊かな農地で、土や自然に触れ農作業を行うことは、高齢者や障がい者の機能回復などに役立っています。

そこで、県外での農作業による医療・介護・福祉機能の取組を紹介します。

ケース1 農業・福祉・商業・行政の連携

行政、障がい者支援NPO法人、百貨店が連携して就労継続支援事業所を設立し、地元農家から田畑を借りて、農家の助言を聞きながら農作物を栽培・出荷しています。

農作業すべてをひとりの生産者が行う農業から、障がい者の持つマンパワーと農家の持つ技術や知識をうまく補い合い、お互いの得意分野を活かした協働の農業に変えていくことで、障がい者の自立や安定雇用、さらには耕作放棄地の解消等につながっています。



ケース2 障がい者や高齢者など多様な人々が従事する農業

園芸作業(園芸福祉・園芸療法)を行うことによる生きがいづくりや高齢者・障がい者の社会参加などの効果を、農作業の改善や農業の多様な担い手の育成などに活用していこうという取組(ユニバーサル農業)が進められています。



ケース3 「農業」をベースにした多様な人との交流、環境教育等の推進

休耕地解消を目的として開園した「ふれあい農園」で、高齢者・子ども・地域住民が、野菜や果樹を育てることを通じて交流を深め、さらに、子どもたちが自然や農業の大切さを学ぶ学習・教育の場にもなっています。



本町においても、拠点施設の整備を進め、農業をとおして高齢者や障がい者の社会参加や地域住民の交流を深めていきます。